

富士商工会議所 労務セミナー

あなたの会社は社員に待遇差の違いを説明できますか？

「今」押さえておきたい同一労働同一賃金のポイント

「同一労働同一賃金」について規定されているパートタイム・有期雇用労働法の全面施行から半年が経過しました。しかしながら新型コロナの感染拡大と時期が重なったこともあり、その対応は十分に進んでいるとは言えない状況にあるように感じられます。会社で何を対策しなければならないのか、裁判例などを踏まえ、分かりやすくお伝えいたします。

日時 令和3年12月7日(火)

14:00~16:00

会場 富士商工会議所 4階 会議室

講師 特定社会保険労務士

ほしの えみこ
星野 恵美子 氏

定員 25名(先着順)

受講料 会員:無料 非会員:3,000円



主なセミナー内容

- ・同一労働同一賃金の基礎知識
- ・待遇差の確認
- ・裁判例を踏まえた各待遇の対応
- ・Q&A (参加者の皆様からの事前質問にお答えします！)



QRコードからも
お申込みいただけます！

[申込み・問合せ先] 富士商工会議所 富士中小企業相談所

〒417-8632 富士市瓜島町 82 番地

TEL:0545-52-0995 FAX:0545-52-9796

お申込みは、下記の申込書にご記入の上 FAXにてお送りください。

労務セミナー申込書

【FAX 0545-52-9796】

事業所名	業種	会員区分	会員・非会員
所在地	①受講者名 役職名	氏名	
電話番号	②受講者名 役職名	氏名	
事前質問			

ご記入頂いた情報は、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

☆お願い☆

来館中は必ずマスクを着用してください。熱、咳などの症状がある方は受講を遠慮させていただくことがあります。手指消毒の実施など、当所の感染症対策にご協力ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、開催方法を変更させていただく場合もあります。